道路予定地の適正な管理について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２３年７月２５日道街第１４８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　道路街路課長・道路環境課長通知

　近年、道路予定地において、一般の通行者による事故が多発していることから、下記の点に留意し、再度、道路予定地を点検するとともに、必要に応じた対策を講じるなど、適正な管理をお願いします。

　特に、今後、猛暑や厳寒による電力需要の急増に伴い計画停電が行われ、道路照明が消灯するなどの不測の事態も想定されますことから、速やかな対応をお願いします。

記

１　道路予定地※の通行を制限する場合

　　 ※道路予定地：用地取得済で、道路として供用を開始していない箇所。休止箇所も含む。

（１）道路予定地の通行を制限する木杭や鉄線、単管パイプ、ロープ等の柵が設置され、

　　　一般の方が、容易に通過若しくは立入りできない構造となっていること。

（２）柵の見やすい箇所に、立入禁止等の告知看板が設置されていること。

（３）夜間でも柵の存在が分かるように、反射テープ等を貼っていること。

　　　特に、ロープのみを張っている箇所では、確実に措置されていること。

（４）設置された柵が、経年劣化により機能を喪失していないこと。

　（例）・木柵や木杭が腐食し、部分的にでも立入可能になっている。

　　　　・単管パイプの柵で、キャップやボルトカバーが喪失したため、接触による

　　　　　負傷の原因となっている。

２　一般の通行を制限することが困難な道路予定地の場合

　　別紙を参照に、適正な管理がされているか確認すること。

別　紙

一般通行を制限することが困難な道路予定地における適正な管理について

　市街地や民地の出入口部分など、一般通行を制限することが難しく、やむを得ず道路予定地を開放している場合、以下の事項を確認し、適切な管理をお願いいたします。

　①　適切に暫定的整備が行われているか。

　・段差（縦断、横断ともに）を生じさせないこと。

　・やむを得ず段差が生じる場合は、建設工事公衆災害防止対策要綱（第２２条）に

　　基づき、５％以内の勾配ですり付けること。

　・可能であれば仮舗装を実施すること。

　・雨天時でも通行に支障がないよう、排水を良好にすること。

　・側溝や側溝蓋、歩車道境界ブロック、ガードレール等の破損により、一般交通の

　　妨げになっている場合は、適切に補修すること。

　②　注意喚起の標識、看板等が設置されているか。

　・現場状況に応じた標識や看板等とすること。（「段差あり」や「前方注意」等）

　・夜間、雨天時でも視認できるもの標識、看板等とすること。

　③　道路の区域決定及び、供用開始の手続きがなされているか。

　・手続きがなされていない場合は、「道路の区域変更等に関する事務の手引」によ

　　り、速やかに手続きを行うこと。

　・なお、暫定的整備による供用開始後の管理は、引き続き、事業担当で行うこと。